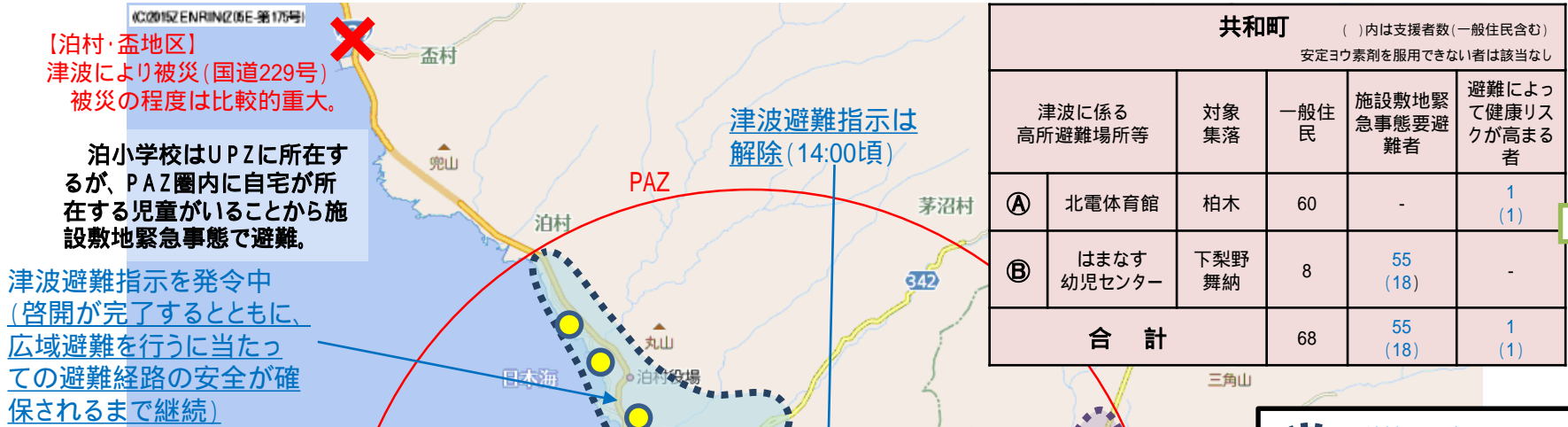


全面緊急事態における避難の実施方針

資料29-1



施設敷地緊急事態要避難者は、全て支援者とともに避難先へ到着済み

広域避難を実施するに当たり、浸水予測区域を通らない安全な避難経路が確保されている状況(津波に係る避難指示の対象となっていない地区も同様)

4:30: 北海道南西沖を震源とする地震発生
4:32: 北海道日本海沿岸南部において大津波警報発表
津波注意報発表中
(13:00に津波警報から津波注意報に切り替え)

全面緊急事態における避難の実施方針

資料29-2

泊村のPAZ内(一部(堀株地区)を除き津波避難指示継続中)は、津波注意報に切り替わり後、自治体職員による現地の状況確認・道路パトロールを終了。今後、津波避難指示が解除され安全が確保され、避難経路の啓開及び避難車両の確保がされた後に避難を実施する。共和町PAZ内(全域14:00頃津波避難指示解除済)の対象者は、浸水予測区域を通らない安全な避難経路が確保されているため避難先施設へ避難。

【泊村・盃地区】
国道229号:津波被害により不通。復旧見通し立たず。被災の程度は比較的重大。

【発電所の北部近傍】
国道229号:津波被害により不通。被害軽微のため、当該箇所を啓開し、共和町を経由して避難する。
17:00頃道路啓開完了見込み

- 学校
- 保育園・幼稚園
- 社会福祉施設

共和町 1,470人
(施設敷地緊急事態要避難者:内数224人)

避難先施設
留寿都村
避難先(兼一時滞在場所)(1施設)

(施設敷地緊急事態要支援者 全員避難済)

泊村 避難経路
国道229号→道道818号→
道道269号→国道276号→
国道5号→札幌自動車道

泊村 避難経路(社会福祉施設)
道道342号→国道229号→
国道276号→道道5号→国道276号
→国道230号

共和町 避難経路
国道276号→国道5号→
道道66号→国道230号

泊村 1,435人
(施設敷地緊急事態要避難者:内数311人)

避難先施設 津波に係る避難指示解除後、避難を実施

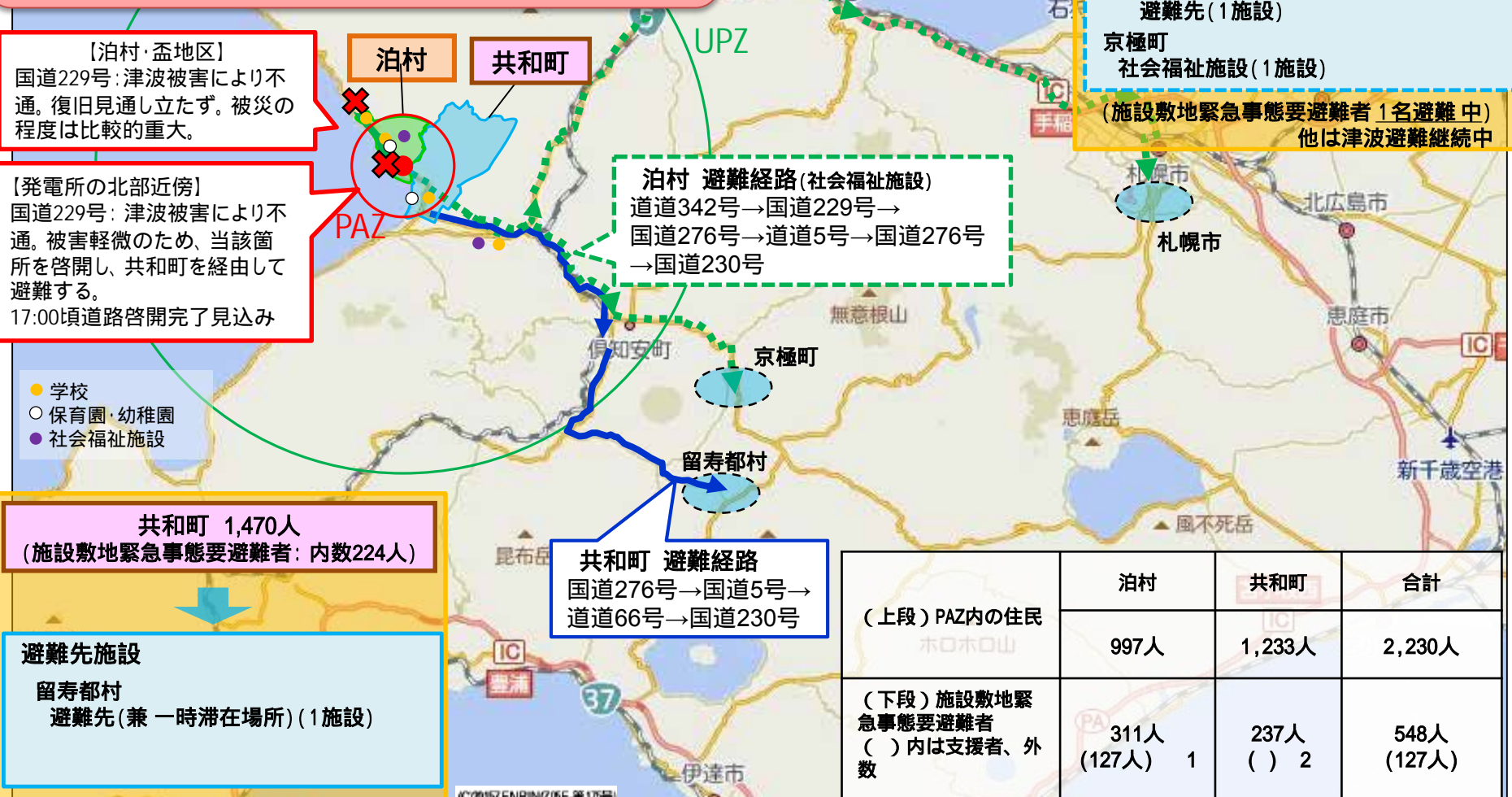
札幌市
聖な 樺螺湊(1施設)
避難先(1施設)
京極町
社会福祉施設(1施設)

(施設敷地緊急事態要避難者1名避難中)
他は津波避難継続中

(上段) PAZ内の住民	泊村	共和町	合計
	997人	1,233人	2,230人
(下段) 施設敷地緊急事態要避難者 ()内は支援者、外数	311人 (127人) 1	237人 () 2	548人 (127人)

1:うち1名は支援者とともに避難先へ移動中

2:避難先到着済み



指 示

平成28年11月13日15時36分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のP A Z及びU P Zに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のP A Zに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のU P Zに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

P A Z及びU P Zに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

津波との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方(人命へのリスクを踏まえ、津波からの安全確保を優先)に基づく指示文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のP A Z及びU P Zに該当する町村であって、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。その上で、今後地方公共団体による津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できる場合は、以下の対応をとること。また、地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されていない地域においても、同様に以下の対応をとること。

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のP A Zに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のU P Zに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

P A Z及びU P Zに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。



原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



避難状況の把握



プラント状況の把握



取りまとめ報の集約



住民避難状況の確認



第1回原子力災害合同対策協議会（PAZ避難、UPZ屋内退避指示）